

## 役員等報酬規程

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人藤花学園（以下「法人」という。）定款第八条に定める評議員の報酬、並びに同第二一条に定める役員等の報酬、並びに評議員選任・解任委員の報酬、及び評議員、役員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定めるものとする。

2 役員等はすべて非常勤とする。

### (評議員の報酬)

第二条 評議員の報酬は以下のとおりとする。

- ① 定例評議員会に出席した評議員に、それぞれ5,000円を支給する。
- ② 法人定款第八条に基づき、当該会計年度における①との総額が100,000円を超えない範囲において、臨時評議員会に出席した評議員に、それぞれ4,000円を支給する。
- ③ ①②については、評議員全員が書面にて同意を示したことにより決議が省略された場合は評議員全員が出席したものとみなし、それぞれ支給する。
- ④ 出席した評議員または書面にて同意を示した評議員にそれぞれ4,000円を支給すると、当該会計年度における①との総額が100,000円を超えてしまう臨時評議員会については、すべての評議員に対して報酬を支給しない。
- ⑤ 上記の各評議員への報酬金額は源泉徴収後の金額とする。

### (理事の報酬)

第三条 理事の報酬は以下のとおりとする。

- ① 法人定款第二一条に基づき、当該会計年度における理事の報酬等は総額が200,000円とする。
- ② 理事会に出席した理事に、それぞれ5,000円を支給する。
- ③ ②については、理事全員が書面にて同意を示したことにより決議が省略された場合は報酬を支給しない。
- ④ 法人または施設の指導検査に立ち会った理事に、1回10,000円の報酬を支給する。ただし、複数の指導検査が同時に実施された場合は、複数であっても1回とみなす。
- ⑤ 理事長が指定する研修会などへの出席に対しては、一日10,000円、4時間未満の場合は5,000円を支給する。
- ⑥ 上記の各理事への金額は源泉徴収後の金額とする。
- ⑦ ただし、上記の報酬は、職員兼務者には支払わないものとする。

### (監事の報酬)

第四条 監事の報酬は以下のとおりとする。

- ① 法人定款第一八条に基づき当該会計年度における監事の報酬は総額が150,000円とする。
- ② 法人定款第一八条に定める職務に対し、年額10,000円を支給する。
- ③ 理事会に出席した監事に、それぞれ5,000円を支給する。

- ④ ③については、監事全員が書面にて同意を示したことにより決議が省略された場合は報酬は支給しない。
- ⑤ 理事長が指定する研修会などへの出席に対しては、一日 10,000 円、4 時間未満の場合は 5,000 円を支給する。
- ⑥ 法人または施設の指導検査に立ち会った監事に、1 回 10,000 円の報酬を支給する。ただし、複数の指導検査が同時に実施された場合は、複数であっても 1 回とみなす。
- ⑦ 上記の各監事への金額は源泉徴収後の金額とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第五条 評議員選任・解任委員の報酬は以下のとおりとする。

- ① 評議員選任・解任委員のうち、監事を兼ねる者については支給しない。
- ② 評議員選任・解任委員のうち、外部委員については、法人定款第六条 5 に定める職務に対して、1 回につきそれぞれ 5,000 円を支給する。
- ③ 上記の各委員への金額は源泉徴収後の金額とする。

(支給日)

第六条 各報酬は、以下の日時に支給する。

- ① 評議員の報酬については、出席した評議員会の終了時。
- ② 理事の報酬については、出席した理事会の終了時。
- ③ 法人業務を担う一部の理事の報酬については、監査報告の作成完了時。
- ④ 指導検査に立ち会った理事の報酬については、指導検査の終了時。
- ⑤ 研修会などへの出席に対する報酬については、内容などについて報告した理事会の終了時。
- ⑥ 監事の報酬については、②③④⑤に準じる。
- ⑦ 評議員選任・解任委員の報酬については、①に準じる。

(支給方法)

第七条 各報酬は、現金による直接支給とする。

- 2 報酬を受けた役員等は、法人に対して記名押印した受領証を発行する。ただし、複数の役員等が同じ報酬を同時に受ける場合は、受領証の記名押印はそれぞれの代表者が行うものとする。

(費用弁償)

第八条 理事会がその必要性を認め、当該役員等が法人のために行った業務によって出損を伴った場合、当該役員等の請求に従って弁償する。

- 2 役員等の職務のための交通に要する費用は、公共の交通機関を利用する場合に限り、最短距離及び最低費用を原則として、当該役員等の請求に従って弁償する。

(公表)

第九条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第一〇条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日より適用する。